

十島村公告第7号

職員の任用に関する規則第3条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施することとした。

令和7年10月15日

十島村長 久保源一郎

令和7年度十島村職員採用試験（船舶職員）実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
船員（甲板部）	定期船（フェリーとしま2） 鹿児島～十島村～名瀬航路	若干名
船員（機関部）		

2 受験資格

昭和57年4月2日以降に生まれた者で、心身ともに健康であり、勤労意欲をもって業務に従事できる者で、かつ次の(1)①又は②に該当する者で、(2)の①～④に該当しない者。

(1) 船員

① 甲板部（航海士又は航海士候補若しくは甲板員）

年齢要件を満たす者で、次のア～ウのいずれかに該当する者。

- ア 水産系高等学校（専攻科を含む）、又は海上技術学校等、船員を養成する学科を卒業した者、又は令和8年3月末日までに卒業見込みの者。
- イ 高等学校以上の学歴（アに該当する者を除く）を有し、海技免許（航海）4級以上の資格を有する者、又は令和8年に海技免許（航海）4級以上の資格を取得する見込みの者。
- ウ 高等学校以上の学歴を有している者、又は令和8年3月末日までに高等学校以上の学歴を有する見込みの者で、採用後は海技免状（航海）の資格を取得する意欲のある者、若しくは甲板員を志望する者。

② 機関部（機関士）

年齢要件を満たす者で、次のア又はイのいずれかに該当する者。

- ア 水産系高等学校（専攻科を含む）、又は海上技術学校等、船員を養成

する学科を卒業した者、又は令和8年3月末日までに卒業見込みの者で、かつ、海技免許（機関）4級以上の資格を有する者、又は海技免許（機関）4級以上の資格を取得する見込みの者。

イ 高等学校以上の学歴（アに該当する者を除く）を有し、海技免許（機関）4級以上の資格を有する者、又は令和8年に海技免許（機関）4級以上の資格を取得する見込みの者。

(2) 次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考試験の日時場所

- (1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査
- (2) 1次審査
 - ① 日時 令和7年11月29日（土）
 - ② 試験場 十島村役場会議室（鹿児島市泉町14番15号）
- (3) 2次審査
 - ① 日時 1次試験受験後、合格者に案内します。
 - ② 試験場 十島村役場会議室（予定）

4 合格発表

- (1) 書類審査 各人に1次審査の受験を案内します。
- (2) 1次審査 各人に文書で通知します。
- (3) 2次審査 各人に文書で通知します。

5 選考方法

- (1) 書類審査 書類審査
- (2) 1次審査 事務能力検査、職場適性検査
- (3) 2次審査 口述試験

6 受験手続及び受付期間

書類、又はWEBから申し込んでください。

(1) 書類での申し込み

- ① 申込書の請求先、提出先及び問合先
十島村役場総務課総務係
〒 892-0822 鹿児島市泉町14番15号
TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。
(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)

② 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

◇ 職員採用試験受験申込書

◇ 履歴書・身上書（写真貼付）

※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5 cm横3.5 cmのものとしします。

◇ 面接カード

◇ 成績証明書、又は成績見込み証明書

- ・ 最終学歴となる学校が発行するものに限る。
- ・ 保存期間後で証明できない場合、その旨の証明書を添付ください
- ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効

◇ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書

- ・ 最終学歴となる学校が発行するものに限る。
- ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効

◇ 海技免状資格証書の写し（取得見込みの者は除く。）

(2) WEBでの申し込み

URL

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/r15AF2Kq>

QRコード（QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です）



(3) 受付期間

① 令和7年11月10日（月）まで

② 本庁での受付時間 午前9時から午後5時（日曜日、土曜日及び祝日を除く。郵便等可。）

※ 郵便等で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず配達されたことが確認できる方法でお送りください。

7 給与等

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

(1) 前年度実績

- ① 高等学校卒業者基本給 月額 189,000 円
初任給から経験年数により算定（10 年経験者月額 247,500 円）
- ② 扶養手当 扶養する子一人当たり月額 13,000 円（R8 から）
- ③ 住居手当 家賃額により算定（上限 28,000 円）
- ④ その他手当 時間外手当、宿日直手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、
特殊勤務手当等（乗船手当、機関部手当、船内荷役手当、航海管理手当、
入渠手当、食料手当）
- ⑤ 期末勤勉手当 最高年 4.6 月分
- ⑥ 退職手当 年数により算定（最高 47.7 月分（定年 35 年勤務））

(2) 待遇

- ① 休暇 シフト制（定期便（週 2 便）、臨時便（年 15 便））
- ② 有給休暇 年間 20 日（初年度月割）、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償
- ④ 海技免許取得助成制度 必要な免許・資格の取得については、十島村が
定めた規定に基づき、免許取得・講習にかかる費用、交通費等の一部を助
成する村の制度があります。

8 採用予定年月日

令和 8 年 4 月 1 日（随時採用枠あり。）